

令和3年度

第2期山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画
年間実施計画

令和3年3月

1 実施計画の基本事項

平成29年3月に策定された「第2期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」（以下、「第二種計画」という。）に基づき、令和元年度までのイノシシの生息状況・被害状況のモニタリング結果や捕獲の状況等を踏まえ、令和3年度の管理事業（個体数調整、被害防除対策、生息環境整備）の実施について、次のとおり年間実施計画を策定する。

(1) 管理事業の実施区域

県内全域

2 年間実施計画の執行について

イノシシの生息状況、生態等については未解明な部分も多いため、生息調査、被害状況調査、捕獲状況など複数の調査を行い、結果を総合的に判断したうえ、対策にフィードバックすることが重要である。

(1) モニタリング調査

令和元年度、狩猟期間中における狩猟カレンダーによる目撃・捕獲調査及び管理捕獲によるモニタリングを行った。目撃率、捕獲率のこれまでの変化をみると年により変動はあるもののイノシシ密度（生息数）は減少傾向にあった。

ア 目撃率と捕獲率の変化

第一種銃猟における目撃率、捕獲率ともに平成30年度に比べ、上昇した（図1）。

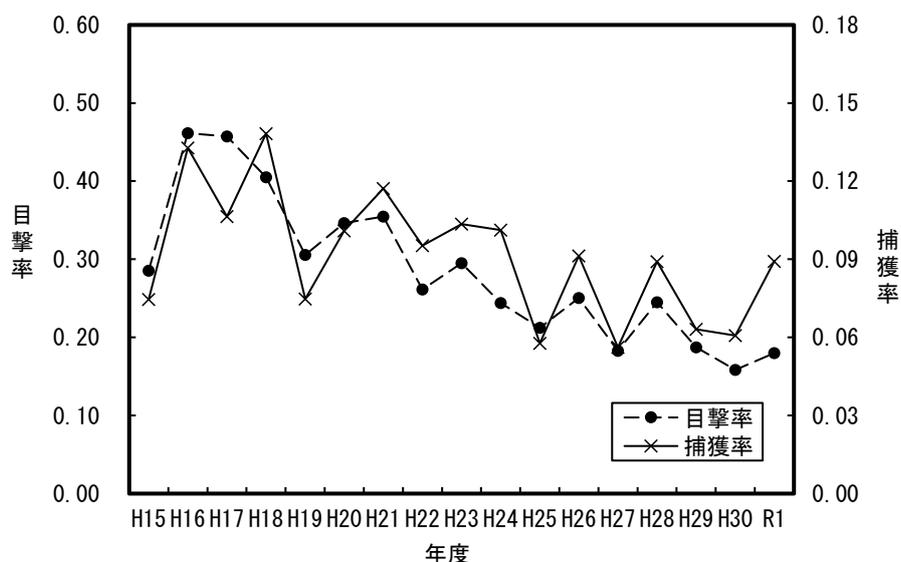


図1 第一種銃猟における目撃率と捕獲率の変化

令和元年度は目撃率が1.0頭/人日以上を示すメッシュは1メッシュあった。目撃率が0.5頭/人日以上を示すメッシュは6メッシュで平成30年度と同数であった(図2)。

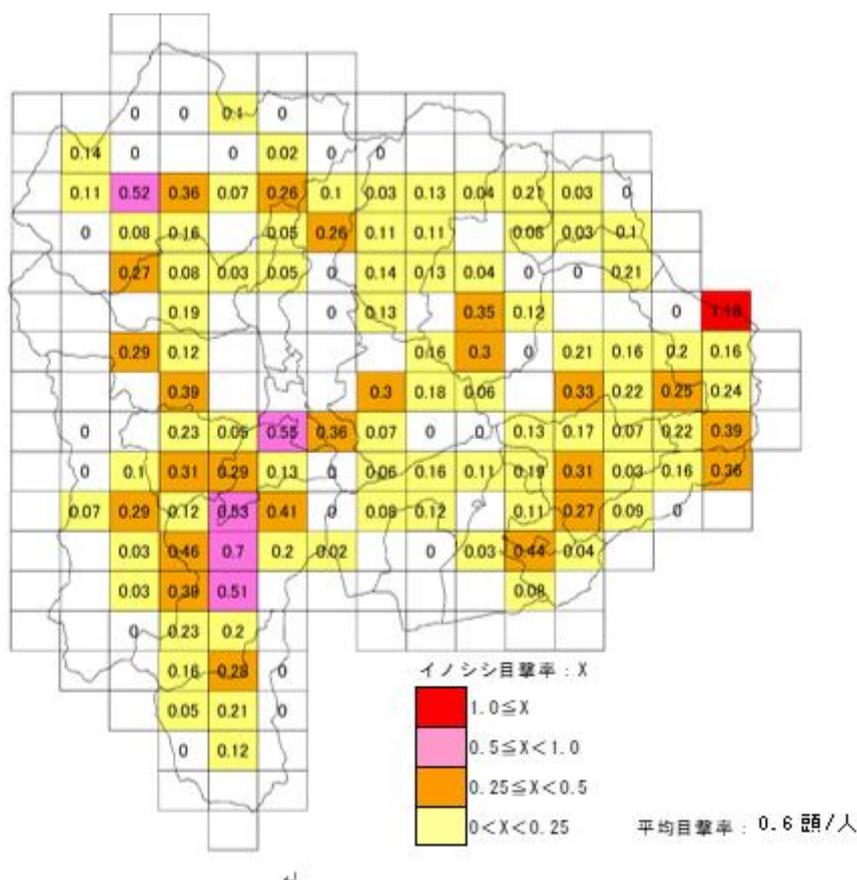


図2 R1 イノシシ目撃率(頭/人日)の分布(第一種銃猟)

イ 皮膚病個体の状況

令和元年度における皮膚病(疥癬症)と疑われる個体の目撃・捕獲頭数の割合は3.50%であり、前年度より減少した(表1)。

表1 皮膚病(疥癬症)が疑われる個体の目撃・捕獲頭数および割合の年次変化

年度	目撃・捕獲数合計 (銃・わな)	疥癬頭数	割合(%)
H25	2587	28	1.08%
H26	3575	93	2.60%
H27	1622	21	1.29%
H28	2755	68	2.47%
H29	1872	27	1.44%
H30	1877	90	4.79%
R1	2568	90	3.50%
合計	16856	417	(平均)2.47%

※目撃・捕獲数の算出方法: 第一種銃猟の目撃数とわな猟の捕獲数の合計
 ※H30以降は調査・集計方法が異なる。

(2) 被害状況

ア 農業への被害

野菜類、水稲、果樹、芋類などの被害がある。

令和元年度の被害面積は36ha（H30：35ha）、被害量は185t（H30：182t）、被害金額は39百万円（H30：38百万円）となっている。また、近年多少の増減はあるが、平成22年度以降は被害面積、被害金額ともに若干変動はあるが、やや減少から横ばい傾向で推移している（図3）。

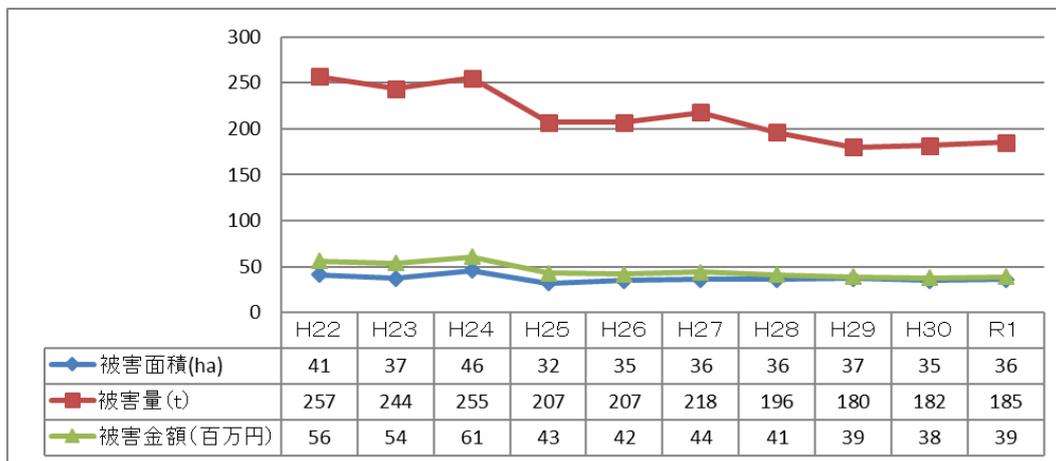


図3 イノシシによる農作物被害状況

(3) 対策実施状況

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の目標を達成するため、平成31年度実施計画に基づき、次の事業を行った。

ア 個体数調整

イノシシの個体数を適正化し、被害を軽減するため、次のとおり捕獲等を行った。

(ア) 年間捕獲目標数3,000頭のところで、4,330頭（内訳：狩猟1,542頭、有害913頭、管理1,875頭）を捕獲した（資料②～④）。

(イ) 狩猟規制については、次のとおり規制緩和を実施した。

11月15日から2月15日までの狩猟期間を3月15日までの1ヶ月間延長した。なお、狩猟による捕獲頭数は1,542頭であり、そのうち、延長期間中の捕獲数は290頭であった。

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制をツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から、狩猟が終了する時期までの期間（令和元年12月15日～令和2年3月15日）に限り20センチメートル以下に緩和した。

(ウ) 管理捕獲従事者等育成研修を実施し、狩猟や被害対策に関する知識、マナーの習得や実践的な捕獲技術の向上を図り、地域において管理捕獲の中核となる人材の育成に努めた。

イ 被害防除

中山間総合整備事業等による防護柵設置
個人等が設置する防護柵への市町村助成

被害防止策の維持管理

鳥獣被害防止総合対策事業による捕獲機材の購入、緩衝帯の整備

集落環境診断

3 令和3年度年間実施計画

イノシシによる被害の多くは農作物被害であることと、狩猟者の減少により捕獲の努力量が低下するおそれがある現状をふまえ、特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らすことを目標とする。

(1) 狩猟

ア 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日とし、通常の狩猟期間を1ヶ月間延長することとする。

イ くくりわなの輪の直径の規制緩和

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

(2) 有害鳥獣捕獲

有害捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で実施する。実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に実施する。

捕獲方法は、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択して行い、加害個体を捕獲するように努める。

(3) 管理捕獲

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。

ツキノワグマの活動期間である4月～12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲が起きないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

(4) 捕獲数の目標

狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた年間捕獲目標数は、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に基づき3,000頭とする。

そのうち個体数調整のための管理捕獲は1,200頭とし、県内全域で行う。

(5) 生息環境の保護・整備

これまでに造成された針葉樹一斉林を複層林や広葉樹との混交林に誘導し、多様な森林構成にするよう整備する。

(6) 被害防止対策

ア 集落周辺の環境整備

(ア) 集落内農地土地利用形態の見直し

イノシシがあまり食べようとしない作物(ショウガ、トウガラシ、シソ等)の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

(イ) 野生動物を誘引する要素の除去

集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜、墓地の供物の管理徹底を図る。

(ウ) 集落周辺の森林(里山)の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置する。

(エ) 竹林の手入れ

竹林を適切に管理する。

(オ) 耕作放棄地等の解消

水田等の耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行う。

イ パトロール

猟犬を使ったパトロールや地域住民による利用により、集落に寄せつけない効果を得る。

ウ 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵(獣堀くんライト等)などを被害状況に応じて設置する。一定規模の農地や集落を囲う獣害対策柵を設置する。

エ 地域ぐるみの取り組み

(ア) 学習会の開催

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

(イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取組方針等の合意形成を図る。

(7) モニタリング等

ア 生息状況

(ア) 分布

出猟カレンダー(単位: 5 kmメッシュ)により、捕獲状況を把握する。

(イ) 生息密度

密度指標として捕獲数、CPUE(出猟人日数当たりの捕獲数で表される捕獲効率)、WPUE(出猟人日数当たりの目撃数で表される目撃率)等を調査する。

イ 被害状況

農林業被害を把握するため、野生鳥獣による農作物被害状況調査等を実施する。

(8) 計画の実施体制

ア 計画の作成

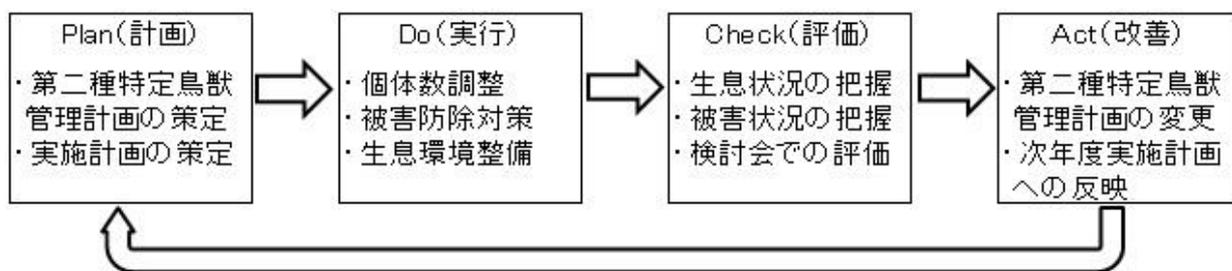
各市町村は、本計画と整合性のとれた、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定する。

イ 事業の実施

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、事業を実施する。なお、県は、市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行うとともに、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進める。

ウ 評価

山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議等の意見を聞く中で、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度実施計画の作成に反映させる。



(9) 普及啓発・広報活動

県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表する。市町村はイノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等を行う。

(10) 豚熱 (CSF) 対策

ア サーベイランスの実施

豚熱ウイルスの浸潤状況を把握するため、捕獲及び死亡した個体から採取した検体の検査を実施する。

イ 捕獲の強化

豚熱の感染源となる野生イノシシの個体を減らし、豚熱ウイルスの拡散を防止するため、捕獲重点エリアを設定し、捕獲を強化する。

ウ 経口ワクチンの散布

野生イノシシに抗体を付与し、豚熱ウイルスの感染拡大を防止するため、経口ワクチンを散布する。

(11) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。

資 料

資料① イノシシと全鳥獣による農作物被害の状況

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
イノシシ	被害面積(ha)	41	37	46	32	35	36	36	37	35	36
	被害量(t)	257	244	255	207	207	218	196	180	182	185
	被害金額(百万円)	56	54	61	43	42	44	41	39	38	39
	被害金額(構成比)	29.5%	27.7%	28.8%	22.4%	22.3%	24.4%	24.8%	24.5%	25.2%	26.4%
全鳥獣	被害面積(ha)	154	150	162	146	148	155	146	145	139	135
	被害量(t)	846	874	894	796	786	776	728	667	630	620
	被害金額(百万円)	190	195	212	192	188	180	165	159	151	148

資料② イノシシ捕獲状況(管理+有害)

NO	市町村	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	甲府市	81	56	148	92	107	108	47	213	176	294
2	富士吉田市	26	28	29	11	30	20	27	30	32	48
3	都留市	57	41	151	26	50	75	103	98	100	196
4	山梨市	41	17	30	61	51	54	75	108	89	249
5	大月市	32	61	80	40	40	15	129	38	93	127
6	韮崎市	60	58	51	47	50	50	50	50	50	60
7	南アルプス市	36	24	42	50	58	58	59	93	75	45
8	北杜市	93	136	149	128	121	130	140	167	210	173
9	甲斐市	59	42	79	48	63	48	36	35	41	32
10	笛吹市	92	17	82	59	56	47	72	64	115	267
11	上野原市	33	64	105	105	80	85	350	146	183	329
12	甲州市	145	120	148	132	138	122	218	134	134	148
13	中央市	34	8	25	10	12	28	20	56	34	37
14	市川三郷町	110	68	98	70	55	47	61	68	93	125
15	早川町	18	11	27	14	8	4	10	5	4	21
16	身延町	160	61	254	136	120	101	94	184	222	253
17	南部町	79	101	227	52	80	51	121	68	134	110
18	富士川町	116	62	157	60	80	57	32	50	55	52
19	昭和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	道志村	9	15	15	10	10	5	10	10	20	10
21	西桂町	15	7	10	4	15	15	12	10	35	38
22	忍野村	10	15	23	21	20	20	23	22	37	28
23	山中湖村	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
24	鳴沢村	22	6	30	5	6	11	10	11	35	24
25	富士河口湖町	69	71	142	68	70	53	70	47	52	84
26	小菅村	6	1	8	6	28	12	17	14	3	15
27	丹波山村	9	9	6	5	10	10	15	13	10	13
計		1,422	1,109	2,126	1,270	1,368	1,236	1,811	1,744	2,042	2,788

資料③ イノシシ狩猟による捕獲状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
狩猟頭数	1,775	1,433	1,602	681	1,154	693	953	736	1,016	1,542
(内猟期延長期間中)	(269)	(219)	(221)	(95)	(216)	(119)	(152)	(158)	(239)	(290)

※()内の数字は、猟期延長期間中における捕獲数で上の数字の内数。

資料④ イノシシ捕獲頭数(管理+有害+狩猟)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
管理捕獲	1,271	999	1,857	1,158	1,235	1,062	1,556	1,169	1,507	1,875
有害捕獲	151	110	269	112	133	174	255	575	535	913
狩猟	1,775	1,433	1,602	681	1,154	693	953	736	1,016	1,542
合計	3,197	2,542	3,728	1,951	2,522	1,929	2,764	2,480	3,058	4,330